

災害時に支援が必要な方に対する協力について

大規模な災害が発生した場合、安否確認や避難の支援を必要としている方（避難行動要支援者）が、市内に約3,100人います。
皆様の防災市民組織内に対象の方がいらっしゃった場合、支援のご協力をいただけませんか？

ご協力いただきたいこと

大規模な災害が発生した場合、対象の世帯（避難行動要支援者）を優先的に訪問し、安否確認をすること。

※ 救出が必要な場合や、何らかの支援が必要で防災市民組織内での支援が難しい場合は、消防や市に連絡をしてください。

ご協力いただける場合の手続き

市と団体

① 市と協定書の締結

- ・避難行動要支援者名簿を配布
- ・避難訓練や普段の見守り等で活用してください。

市

② 対象の方との調整

- ・個別避難計画に防災市民組織名を記載

市

③ 安否確認者として登録

- ・避難行動要支援者名簿を更新して配布
- ※ 名簿は1年に1回更新予定

発災

対象者の安否確認実施

今後、個別にご相談をさせていただきたいと考えておりますが、組織内でも共有していただければと思います。
本事業へのご協力、よろしくお願いします。

■ 避難行動要支援者とは

災害時に自力で避難することが困難な方を避難行動要支援者といいます。

以下の方が避難行動要支援者として自動で登録されています。

- ・要介護度3から5
- ・視覚障害1級から2級、聴覚障害2級、肢体不自由1級から2級
- ・精神障害保健福祉手帳1級
- ・愛の手帳1度または療育手帳A

■ 個別避難計画とは

市は避難行動要支援者に対し、災害時に円滑かつ迅速に避難できるよう、「だれと」「どこに」避難するかを事前に決めておく、個別避難計画の作成をお願いしています。

この計画の中には「安否確認者」を記載する欄があります。防災市民組織を安否確認者として指定できることで、ご家族等がいないために指定ができない方の安心に繋がると考えております。